

秋田県造林補助事業竣工検査内規

【溶け込み版】

秋田県造林補助事業竣工検査内規を次のように定める。

第1章 総 則

第1条 趣旨

この内規は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け47林野政第640号事務次官通知）「森林環境保全整備事業実施要綱」（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「[要領](#)」という。）、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号。以下「[面的複層林施業通知](#)」という。）、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）、「競争力強化等のための森林整備の推進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1251号林野庁長官通知）、「造林補助事業竣工検査内規例について」（昭和53年3月24日付け53林野造第27号林野庁長官通知。以下「[検査内規例](#)」という。）、「森林組合等受託造林の取扱いについて」（平成20年6月2日付け林野庁整備課造林間伐対策室造林事業担当課長補佐事務連絡）、「秋田県林業関係補助金等交付要綱」（以下「[秋田県交付要綱](#)」という。）、「秋田県造林補助事業実施要領」（以下「[造林実施要領](#)」という。）、「秋田県造林補助事業実施要領の運用」（以下「[造林実施要領運用](#)」という。）「秋田県造林補助金交付申請等事務取扱規程」（以下「[事務取扱規程](#)」という。）、「秋田県造林施業等実施基準」（以下「[造林実施基準](#)」という。）、「秋田県森林作業道実施基準」（以下「[作業道実施基準](#)」という。）、「秋田県森林作業道設計書作成指針」（以下「[設計書作成指針](#)」という。）等の規程（以下あわせて「[造林関係諸規程](#)」という。）に基づいて行う造林関係補助事業（以下「[造林事業](#)」という。）に係る造林実施要領第8条に規定する竣工検査（以下「[竣工検査](#)」という。）に必要な事項を定める。

なお、「概ね」及び「おおむね」を付された数値は、上記の国の規程の主旨を踏まえ、0.8掛けから1.2掛けの範囲とする。

第2条 対象

- 1 造林実施要領第3条に掲げる次の造林事業を対象とする。【別表1参照】
なお、その他の造林事業については、必要に応じて準用するものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定機能回復事業
 - ア 森林緊急造成
 - イ 被害森林整備
 - ウ 重要インフラ施設周辺森林整備
 - エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - オ 保全松林緊急保護整備
- 2 1の(2)のオの保全松林緊急保護整備のうち、造林実施要領別表1の(5)のクに規定する衛生伐に係る竣工検査は「秋田県森林病虫害等防除事業実施要領」によるものとする。

第3条 検査員

竣工検査は、次の各項に掲げる者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- 1 本庁（「秋田県行政組織規則」（昭和56年秋田県規則第21号）第3条に規定する課及び

同規則第4条第2項に規定する課をいう。以下同じ。)に勤務する職員であって、森林資源造成課長から竣工検査を命じられた者。

- 2 地方機関に勤務する職員であって、所轄の地域振興局の農林部長から竣工検査を命じられた者。
- 3 現地検査は、その信頼性を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、全球測位衛星システム(GNSS)の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

第4条 検査員の心得等

- 1 検査員は竣工検査を行うに当たっては、厳正、かつ、公平な態度を保持しなければならない。
- 2 検査員は、妨害、拒否、その他の事由により竣工検査の実施が困難と認めた場合は、竣工検査を停止し、直ちにその旨を上司に報告し、その指示を受けなければならない。

第5条 立会人

- 1 竣工検査は、原則として造林実施要領別表1の「事業主体」の各号に規定する事業主体又は造林実施要領第7条の2に規定する事業主体の委任を受けて補助金の一括代理申請及び代理受領を行う(以下「代理申請」という。)森林組合等の代理人(以下あわせて「交付申請者」という。)の立会いの上に行わなければならない。
- 2 検査員は、竣工検査に際して、立会人に必要な機械器具、帳簿等を準備させるとともに、受検に必要な措置をあらかじめ連絡又は通知をするものとする。
- 3 農林水産部長は、第3条の1に定める本庁に勤務する検査員に竣工検査を行わせる場合であっても、地域振興局長を通じて2の手続きをとるものとする。

第6条 竣工検査の区分及び現地検査の実施

- 1 竣工検査は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)の受理後、遅滞なく造林補助金の交付申請(以下「交付申請」という。)のなされた施行地1箇所ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

ただし、第17条から第35条に定める内容について、造林実施要領運用別表1の1のこの規定によるオルソ画像等で確認が可能な場合は、現地検査を省略することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、作業が完了したとして交付申請者から造林補助事業現地検査要求書(様式1号)の提出があったときは、交付申請書の受理前であっても、現地検査を行うことができる。なお、現地検査の実施にあたっては、3の規定を準用するものとする。
- 3 1の規定にかかわらず、現地検査を行う場合は、次により検査箇所を無作為に抽出して実施することができるものとする。ただし、造林実施要領の運用第13の3の(6)に規定する、標準断面又は標準設計が適用できない部分のある森林作業道については、現地検査を実施しなければならない。
 - (1) 造林実施要領別表2の(9)に規定する間伐及び(10)に規定する更新伐の施行地については、秋田県交付要綱森林資源造成課関係の別表1(第1関係)に規定する交付申請書提出期限を単位として、当該施行地のうち、間伐又は更新伐ごとに、造林実施要領別表1の「事業規模」の各号に定める事業規模等の要件を満たす対象区域内の施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の数に応じ、次により抽出する。

ただし、抽出件数は1箇所を下らないものとする。

ア 1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の10%以上に相当する施行地を抽出する。

〔抽出件数の算出事例〕

1 申請の内容

単位	施行地数			現地検査 対象単位	現地検査 対象施行 地数	搬 出	
		搬 出				切捨	搬出
		無	有				
A	37	17	20	A	4	2	2

検査対象施行地数 $37 \times 0.1 = 3.7 = 4$ 件（小数点以下切り上げ）以上の現地検査が必要。

搬出の有無に応じた検査対象施行地数 搬出を伴わない施行地数と搬出を伴う施行地数に応じて、現地検査対象施行地数を按分する（小数点以下四捨五入。計算結果が1に満たない場合は切り上げとする。）。

A単位 搬出無 17件／37件×4件＝1.8＝2件

搬出有 20件／37件×4件＝2.2＝2件

検査対象施行地の抽出方法 現地検査対象団地の搬出を伴わない施行地と搬出を伴う施行地ごとに、次により算出される件数ごとに1件の現地検査の実施箇所を定める（小数点以下切り捨て）

A単位 搬出無の施行地 17件／2件＝8.5＝8件

搬出有の施行地 20件／2件＝10.0＝10件

検査対象施行地の設定 現地検査対象単位の搬出を伴わない施行地と搬出を伴う施行地ごとの中から、無作為に出発箇所を決めて、「検査対象施行地の抽出方法」により算出された件数ごとに秋田県交付要綱様式第1号別紙1付表1及び第1号別紙2付表1に定める事業実績書（以下「事業実績書」という。）の申請番号順に従い現地検査を実施する。

イ 1申請に係る集約化団地の数が複数ある場合は、下表に定める現地検査対象団地数において、1申請に係る総施行地数の10%以上に相当する施行地を抽出する。

1申請に係る申請単位数	現地検査対象単位数
1	1
2～4	2
5～8	3
9以上	4以上

〔抽出件数の算出事例〕 【別表5参照】

1 申請の内容

単位	施行地数		現地検査 対象単位	現地検査 対象施行 地数	搬 出		
					搬 出		
	無	有			切捨	搬出	
A	15	5	10	A	3	1	2
B	23	3	20	—	—		
C	26	6	20	C	4	1	3
D	38	8	30	—	—		
E	48	18	30	E	8	3	5
5 単位	150件	40	110	3 単位	15	5	10

検査対象団地数 (1)のイの表から、3団地の検査が必要。

検査対象団地の抽出方法 5単位（1申請に係る申請単位数）／3単位（現地検査対象単位数）＝1.6＝2団地（小数点以下四捨五入）ごと現地検査対象単位を定める。

検査対象団地の設定 5単位（1申請に係る申請単位数）の中から、無作為に出発単位

を決めて、「検査対象単位の抽出方法」により算出された単位数ごとに現地検査対象単位を設定する。

検査対象施行地数 現地検査対象単位の施行地において、総施行地数150件 $\times$ 0.1=15.0=15件（小数点以下切り上げ）以上の現地検査が必要。現地検査対象単位ごとの施行地数に応じて、現地検査対象施行地数を按分する（小数点以下四捨五入。計算結果が1に満たない場合は切り上げとする。）。

A単位 15件 $\div$ 89件 $\times$ 15件=2.5=3件

C単位 26件 $\div$ 89件 $\times$ 15件=4.4=4件

E単位 48件 $\div$ 89件 $\times$ 15件=8.1=8件

搬出の有無に応じた検査対象施行地数 搬出を伴わない施行地数と搬出を伴う施行地数に応じて、現地検査対象施行地数を按分する（小数点以下四捨五入。計算結果が1に満たない場合は切り上げとする。）。

A単位 搬出無 5件 $\div$ 15件 $\times$ 3件=1.0=1件

搬出有 10件 $\div$ 15件 $\times$ 3件=2.0=2件

C単位 搬出無 6件 $\div$ 26件 $\times$ 4件=0.9=1件

搬出有 20件 $\div$ 26件 $\times$ 4件=3.1=3件

E単位 搬出無 18件 $\div$ 48件 $\times$ 8件=3.0=3件

搬出有 30件 $\div$ 48件 $\times$ 8件=5.0=5件

検査対象施行地の抽出方法 現地検査対象単位ごと及び搬出を伴わない施行地と搬出を伴う施行地ごとに、次により算出される件数ごとに1件の現地検査の実施箇所を定める（小数点以下切り捨て）

A単位 搬出無の施行地 5件 $\div$ 1件=5.0=5件

搬出有の施行地 10件 $\div$ 2件=5.0=5件

C単位 搬出無の施行地 6件 $\div$ 1件=6.0=6件

搬出有の施行地 20件 $\div$ 3件=6.7=6件

E単位 搬出無の施行地 18件 $\div$ 3件=6.0=6件

搬出有の施行地 30件 $\div$ 5件=6.0=6件

検査対象施行地の設定 現地検査対象単位ごと及び搬出を伴わない施行地と搬出を伴う施行地ごとの中から、無作為に出発箇所を決めて、「検査対象施行地の抽出方法」により算出された件数ごとに事業実績書の申請番号順に従い現地検査を実施する。

- (2) (1)以外の施行地については、秋田県交付要綱森林資源造成課関係の別表1（第1関係）に規定する交付申請書提出期限を単位として、当該施行地のうち造林実施要領別表1の1、2の(1)、(2)、(3)及び(4)に規定する事業ごとに10%以上に相当する数の施行地をアにより抽出する。ただし、抽出件数は1箇所を下らないものとする。

ア 現地検査の対象地の中から現地検査を行う施行地を抽出する方法については、原則として次のとおりとする。【別表4参照】

〔抽出件数の算出事例〕

抽出件数 現地検査の抽出対象となる施行地が108件あった場合

検査対象件数 108件 $\times$ 0.1=10.8（小数点以下切り上げ）=11件以上の現地検査が必要

抽出方法 11件以上の現地検査を行う場合は、

108 $\div$ 11=9.8=9件（小数点以下切り捨て）ごとに1件の現地検査の実施箇所を定める。

検査地の設定 現地検査の抽出対象となる108件の施行地の中から、無作為に出

発箇所を定めて、9件ごとに事業実績書の申請番号順に従い現地検査を実施する。

- (3) (1)及び(2)に係る無作為抽出に当たっては、竣工検査の信頼性を確保するため、検査員が所属する課以外の職員が行うものとする。(様式9号)

4 積雪等により現地検査を行い難いときは、3の規定にかかわらず、作業完了の状況を判断できる写真の整備のほか、交付申請者が現地調査を行い、実行状況を確認していることを条件として、次章に規定する書類検査により竣工の認否を決定することができる。

ただし、融雪等により作業実施状況の確認が可能になったときは、3の規定に準じて、特段の理由が無い限り7月末までに第3章に規定する現地検査を行うものとする。

なお、この場合において、「現地検査」とあるのは「現地確認」と読み替えるものとする。

5 書類検査及び現地検査又は現地確認の結果、疑義が認められる申請が確認されたときは、3及び4の規定にかかわらず、当該交付申請者の全ての交付申請について、現地検査を行うものとする。

6 ボランティア団体等による作業として交付申請された施行地については、3及び4の規定にかかわらず、現地検査又は現地確認を省略しないこととする。

7 林業公社の交付申請に係る竣工検査については、原則として書類検査を第3条の1に規定する本庁に勤務する検査員が行い、現地確認を同条の2に規定する地方機関に勤務する検査員に依頼することができるものとする。

また、局長は、現地確認後、速やかに竣工検査調書、現地確認野帳(様式3号、4号)並びに検査復命書の写しを、部長に提出するものとする。

8 本庁に勤務する職員は、地方機関に勤務する職員が行った竣工検査の一部について、適宜、書類及び現地の状況を確認するものとする。

第7条 被災施行地の取扱い

火災、気象災、病虫害等(以下「気象災等」という。)により被害を受けた施行地であって、当該発生年度の造林事業に係る施行地のうち補助金の交付を受けていないものについては、竣工検査等により植栽等の作業完了を確認できるものに限り、植栽等が完了したものとみなして、補助金を交付することができる。【造林実施要領参考20・164及び207参照】

なお、この場合において、交付申請者は、作業完了の状況を判断できる写真その他の資料(気象情報等の資料等)を整備しておくものとする。

第8条 検査調書及び検査野帳の作成及び整備保存期間等

1 検査員は、検査した事項及び第5条に規定する立会人の氏名を造林補助事業検査調書(様式2号)に記録するものとする。

2 現地検査を行った施行地については、造林補助事業現地検査野帳又は造林補助事業現地確認野帳(様式3号又は4号)を作成するものとする。

3 第6条の3の規定により現地検査箇所を抽出したときは、当該施行地以外の施行地の造林補助事業検査調書(様式2号)に現地検査を省略した旨を記載するものとする。

4 第9条の1及び3の規定により不合格又は一部不合格の通知をしたときは、その内容を、造林補助事業検査調書(様式2号)及び造林補助事業現地検査野帳若しくは造林補助事業現地確認野帳(様式3号又は4号)に記載するものとする。

5 造林実施要領第8条の規定により、第3条に規定する検査員を命じた者は、造林補助事業検査調書(様式2号)及び造林補助事業現地検査野帳若しくは造林補助事業現地確認野帳(様式3号又は4号)を(以下あわせて「検査調書等」という。)、市町村又は交付申請者ごとに一括し、事業実績書の申請番号順につづり、当該事業完了の翌年度の初日から起算して5年間整備保存しておかなければならない。

第9条 竣工検査の認定

- 1 竣工検査の結果、当該施行地が造林関係諸規程の定める規定に適合しない場合は、竣工と認めず、現地において立会人に不合格又は一部不合格である旨を指摘するとともに、造林補助事業検査結果通知書（様式5号）により交付申請者に通知するものとする。
なお、不合格又は一部不合格とは、次のような場合をいう。
 - (1) 不合格とは、地拵えが不十分な場合、植付け本数が少ない場合、枯損率が20%以上の場合、下刈り、除・間伐が粗雑な場合等
 - (2) 一部不合格とは、1 施行地内において造林事業が実施されていない部分がある場合、枯損率が20%以上の区域がまとまっている場合等
- 2 竣工検査の結果、不合格又は一部不合格とした施行地で、当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行い、認否を決定するものとする。
- 3 再検査の結果、補助基準に適合しない場合は、1 の規定を準用する。
- 4 1 から3 の規定にかかわらず、不合格又は一部不合格に該当する検査項目が複数あるとき及び手直しが不可能な事項があるときは、再検査できないものとする。

第10条 竣工検査結果の処理

- 1 検査員は、竣工検査の終了後、速やかに造林補助事業検査復命書（様式6号）に、第8条の1に規定する造林補助事業検査調書（様式2号）及び第9条の1に規定する造林補助事業検査結果通知書（様式5号）を添えて、竣工検査結果を報告しなければならない。
- 2 地域振興局長は、竣工検査復命が終了したときは、竣工検査結果を記載した造林補助事業検査報告書（様式7号）を交付申請書提出期限の同月末日まで農林水産部長に送付し、補助金の配当を受けるものとする。
ただし、地域振興局長は、竣工検査の進捗状況を勘案して、あらかじめ期日の延長を農林水産部長に協議できる。

第2章 書類検査

書類検査においては、交付申請内容等が造林関係諸規程の定める採択要件、検査基準等（別表1）に適合しているかどうかを、造林補助事業検査調書（様式2号）等に基づき確認する。
なお、第12条については、各項の規定によるほか、造林実施基準の当該施業種等との照合を行うものとする。

第11条 事業主体要件等の確認

- 1 造林実施要領別表3に規定する森林環境保全直接支援事業の(1)及び(2)に係る申請の場合
 - (1) 森林経営計画が認定されているか又は特定間伐等促進計画において事業主体に位置づけられているかを確認する。
 - (2) 人工造林及び樹下植栽については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等を確認する。
- 2 造林実施要領別表1の1、2の(1)から(4)に係る申請の場合は、森林所有者等との間で協定が締結されているかを確認する。
- 3 事業主体が、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定が締結されているかを確認する。
- 4 事業主体が、森林法施行令第11条第8号に掲げる森林所有者の団体である場合は、造林実施要領第2条の4の(1)に規定する規約を有しているかを確認する。

- 5 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合
- (1) 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は、受委託契約が締結されているかを確認する（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
 - (2) 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は、分収林契約が締結されているかを確認する。
 - (3) その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書が締結されているか、同意書を取得しているか等を確認する。
- 6 1から5における契約書、協定書及び同意書等については、原則として森林所有者等が自筆署名しているかを確認する。（1の(1)及び4の場合を除く。）

第12条 契約関係等の確認

1 事業実施形態等

(1) 長期受託造林の場合

森林所有者と委託契約を締結して森林経営計画の認定を受けた森林組合等の受託者が、同計画の計画期間中における長期の施業の受託者又は経営の受託者等として、同計画に従って実施しているとする場合（以下「長期受託造林」という。）は、次に掲げる書類を確認する。

- ア 森林経営委託契約書
- イ 受託事業見積書
- ウ 受託事業精算書

(2) 短期受託造林の場合

森林所有者が森林組合と受託契約を締結し、当該森林組合が短期の施業の受託者として実施している場合（以下「短期受託造林」という。）は、次に掲げる書類を確認する。

- ア 森林施業短期委託契約書
- イ 受託事業見積書
- ウ 受託事業着手届
- エ 施業仕様書
- オ 受託事業完了届
- カ 受託事業精算書

(3) 短期受託造林又は長期受託造林において、復委任（再委託）が行われている場合は、関係書類のほか、委託者の承諾を得ていること又はやむを得ない事由によることを確認する。

(4) 代理申請が行われた場合は、(1)及び(2)に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を確認する。

- ア 委任状及び精算依頼書
- イ 造林補助事業完了届

2 作業実施形態等

(1) 事業主体が作業を直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、次に掲げる書類を確認する。

- ア 雇用契約書又は雇用を証明する書類
- イ 出役簿
- ウ 賃金台帳
- エ 業務日誌

- オ 社会保険料等の納付に係る領収書等
- (2) 事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合は、次に掲げる書類を確認する。
 - ア 事業主体と作業を実施した者の委託又は請負契約書の写し
 - イ 委託又は請負事業完了届
 - ウ 請負契約代金の支払伝票（支払いが完了していない場合は支出負担行為等）
- (3) (2)において、受託者が再委託により実施した場合又は請負人（元請負人）が下請負人に請け負わせて実施した場合（以下「下請負等」という。）は、関係書類のほか、請負人自身が履行することが契約上予定されていないこと及び一括下請負等でないことを確認する。
- (4) 実際に作業に従事した者について、次に掲げる区分により確認する。
 - ア 森林所有者
 - (ア) 森林組合の直営労働力（臨時雇用を含む。）
 - (イ) 生産森林組合の構成員（組合員）
 - (ウ) 森林組合連合会の直営労働力（臨時雇用を含む。）
 - (エ) 「森林法施行令」（昭和26年7月31日付け政令第276号。以下同じ。）第11条第7号に規定する特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人等」という。）
 - (オ) 「森林法施行令」第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）及び慣行共有の権利者以外の共同（複数の個人、会社等が共同で森林を所有している場合をいう。）
 - (カ) 林家及び当該林家の家族（実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団（同居親族）及び余所に下宿している子供等（他出家族員）を含む。以下同じ。）
 - (キ) 林家以外の会社（一人親方（労働者を使用せずに林業の事業を行うことを状態とする（年間100日未満の使用は一人親方とみなす。）事業主、経営主及びその事業に従事する者等）を含む。以下同じ。）、当該会社の家族及び従業員（役員を含む。以下「林業サービス事業体等」という。）
 - (ク) 財産区及び当該財産区の構成員
 - (ケ) 慣行共有（「民法」（明治29年法律第89号）第263条及び第294条に規定する入会権並びに「地方自治法」（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の6に規定する旧慣使用权によって使用収益している森林等を所有する集団の総称（集落有林、「ムラ」有林等）をいう。以下同じ。）の構成員（権利者）
 - (コ) その他
 - イ 森林組合の直営労働力（臨時雇用を含む。）
 - ウ 森林組合連合会の直営労働力（臨時雇用を含む。）
 - エ 特定非営利活動法人等
 - オ 森林所有者の団体
 - カ 林業サービス事業体等
 - キ その他
- 3 事業完了時点は、原則として、完了届等、事業主体からの届出に記載された事業完了年月日とし、完了の年月日が事業完了後おおむね1年の範囲内であることを確認する。
- 4 造林実施要領第9条の2の(3)の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。
 - (1) 現場監督費（現場労働者が雇用により実施された場合）を加算している場合は、現場労働者の雇用契約書又は雇用を証明する書類（必要に応じて、出役簿、賃金台

帳、業務日誌等)を確認する。

なお、現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況を記録した書面を確認する。

- (2) 社会保険料等を加算している場合は、社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入を証明する書類を4の(1)の雇用契約書又は雇用を証明する書類等と合わせて確認する。
 - (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。
- 5 1の(1)のア、(2)のア、(4)のア及び2の(2)のアの書類については、原則として森林所有者等が自筆署名しているかを確認する。
- 6 事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。確認内容を様式10号に記載し、第10条の1の復命に添付するものとする。

第13条 関係書類等の確認

1 各種協定等の確認

次の各号に掲げる造林事業のうち、市町村が協定の締結者、計画の認定者又は作成者等となっているものは、原則として当該市町村に確認を依頼するものとする。

- (1) 「森林法」第10条の11の8第2項に定める施業実施協定に従って行う事業にあっては、当該協定内容との整合を確認する。
- (2) 保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行う事業にあっては、保安林台帳、指定又は規制図簿等により当該制限内容を確認する。
- (3) 「分収林特別措置法」（昭和33年4月15日法律第57号）第2条及び「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年6月23日法律第246号）第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が、契約当事者かつ事業主体となつて行う事業にあっては、当該分収林契約書等との整合を確認する。

ただし、「森林法」第5条第2項第4号の3に定める公益的機能別施業森林区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の区域外の森林で実施する場合に限る。【造林実施要領参考3-7参照】

- (4) 森林経営計画に基づいて行った事業は、原則として当該計画の認定者が保有する計画書等により内容の整合を確認する。【造林実施要領参考3-5参照】
 - (5) 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号。「間伐等促進法」という。）第4条に定める特定間伐等促進計画に従って行う事業にあっては、当該計画内容との整合を確認する。
 - (6) 造林実施要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(1)査定係数180の(ア)に該当するものは「特に効率的な作業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」であることを確認する。
- 2 森林所有者、施行地の地番等、土地の権利関係については、造林実施要領運用の別表1の1のイに掲げる書類等、交付申請者が調査した方法を確認する。【造林実施要領運用別記参照】
- 3 森林所有者の団体からの交付申請については、造林実施要領第2条の4に掲げる書類により確認する。【造林実施要領参考3-1及び3-4参照】
- 4 農地転用によるものは、「農地法」（昭和27年7月15日法律第229号）第4条第1項に定める農地転用許可について、造林実施要領運用別表1の2のカに掲げる農地転用許可書の写しにより確認する。【造林実施要領運用参考7参照】
- 5 「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日法律第58号）第8条第2項

に定める農用地区域以外の土地であることを確認する。【参考1参照】

- 6 事業主体が、森林所有者（簡易課税制度事業者及び免税事業者を含む）、市町村、財産区及び法人（林業公社を除く）の場合は、消費税の課税方法を確認（様式8号）する。

【造林実施要領参考15-1及び15-2参照】

- 7 当該造林事業について、「森林法」第10条の5に定める市町村森林整備計画、実施要領第6に定める森林環境保全整備事業計画との整合を確認する。

第14条 施業種等による確認

なお、本条については、各項の規定によるほか、造林実施基準の当該施業種等との照合を行うものとする。

1 人工林整理伐に係る特記事項

森林経営計画において、抜き伐りによって針広混交林・広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記され、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林を対象に行われていることを確認する。

2 特殊地拵造林に係る特記事項

森林の蓄積が1ha当たり24m³以上96m³以下で、小径木が大部分を占める森林（竹林の場合は、その蓄積が1ha当たり80束以上）において行うもの（保全松林緊急保護整備事業において行うものを除く。）又は森林の蓄積が1ha当たり24m³以上で、気象災等による被害森林及び知事が定める松くい虫被害対策事業推進計画に基づいて行うものであることを確認する。

3 面的複層林施業に係る特記事項

過去5年以内に、造林事業による除伐等、間伐、更新伐を実施していない森林であることを確認する。

4 付帯施設等整備等に係る特記事項

- (1) 造林事業の目的を達成するために必要不可欠な施設であることを確認する。
- (2) 鳥獣防止施設等整備は、被害が継続している地域であることを確認する。

5 搬出材積に係る特記事項

間伐及び更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、検知野帳により確認する。

6 施業間隔及び重複申請に係る特記事項

除伐、保育間伐、間伐及び更新伐、の施行地においては、過去の検査調書等又は森林簿などにより、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において、国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐が実施されていないこと、並びに一貫作業の施行地においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において、国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐が実施されていないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

7 保育間伐に係る特記事項

12齢級を超える林分で行った保育間伐のうち、伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の林分については、造林実施要領運用別表1の1のシの平均胸高直径調査表を確認する。

8 保育間伐、間伐及び更新伐に係る特記事項

選木工程ありで申請している場合は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキング（選木）していることを現地写真などにより確認する。

9 下刈りに係る特記事項

同一施行地において4回目以降の下刈りを実施する場合は下刈りの必要性があること

を造林実施要領運用別表 1 の 1 のケの下刈り必要性認証資料により確認する。

第15条 使用資材の確認

- 1 種苗（林業の用に供される樹木の繁殖に用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）をいう。以下同じ。）については、樹種及び本数を納品書、受払簿のほか、「林業種苗法」（昭和45年5月22日法律第89号）第18条に定める生産事業者表示票又は配布事業者表示票等により確認する。
- 2 1の規定にかかわらず、自家用種苗については、自家用造林苗木確認書を提出させ、品種系統が明らかであること等を確認する。【造林実施基準（様式1号）参照】
- 3 本県に自生していない樹種及び高木に成林することが見込めない樹種については、植栽樹種説明書に係る知事の承認を確認する。【造林実施基準（様式2号）参照】
- 4 広葉樹等その他の「林業種苗法施行令」（昭和45年6月22日政令第194号）第1条に定める樹種以外の種苗及び種苗以外の資材については、商品名、数量等を購入伝票等により確認する。
- 5 森林組合を経由しない資材については、商品名、数量等を納品書、購入伝票等により確認する。
ただし、その確認のできないものについては、現地検査により確認する。

第16条 面積の照査

面積の検査に当たっては、必要に応じて当該申請の施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地において、測量野帳のデータ等から面積の計算を行う。

第3章 現地検査

現地検査においては、作業実施状況等が造林関係諸規程の定める採択要件、検査基準等（別表 1）に適合しているかどうかを、造林補助事業現地検査野帳又は造林補助事業現地確認野帳（様式 3 号又は 4 号）等により確認する。

なお、第21条から第34条については、各条の規定によるほか、造林実施基準の当該施業種等との照合を行うものとする。

第17条 施行地の境界

- 1 植栽作業等の施行地として認める最大外周は、原則として、外側の植栽木の樹幹から 2 m の範囲内であり、かつ、地拵えが完了している区域とする。
- 2 保育作業等の補助対象区域は、当該作業と一体として取り扱う樹木を包含する区域とする。

第18条 除地の範囲

- 1 道路敷、岩石地、崩壊地、風衝地、湿地、保護樹林帯等、林木の育成に利用できない林地（以下「植栽不可能地」という。）で、1箇所面積が0.01ha以上あるものは除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。
なお、天然林の区域がまとまって0.01ha以上あるものも同様とする。ただし、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。【造林実施要領参考20・117参照】
- 2 1箇所0.01ha未満の植栽不可能地を数カ所合わせて0.01ha以上となるものは、除地としない。

- 3 既設の森林作業道（秋田県森林作業道作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地を除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。
- 4 全ての施行地について森林情報システム及び空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。

第19条 面積及び位置の確認、搬出材積の確認並びに本数検査法等

- 1 面積及び位置は、造林施業図、森林計画図及び全球測位衛星システム（GNSS）の位置情報等と照合するとともに、必要と認められる場合は、次に掲げる(1)から(3)により測量を行い、造林施業図及び測量野帳と照合する。
 - (1) 1ha以上の施行地においては、2箇所以上の測線又は対角線並びに2箇所以上の方位角及び高低角を実測する。
 - (2) 1ha未満の施行地においては、1箇所以上の測線又は対角線並びに1箇所以上の方位角及び高低角を実測する。
 - (3) 全球測位衛星システム（GNSS）による測量にあつては、2箇所以上の測点を実測する。
- 2 竣工検査の結果、次の各号に掲げる誤差が生じた場合は、検査員は交付申請者に再測量を命じるものとする。
 - (1) 周囲測量の閉合誤差が100分の5又は方位角及び高低角が各2度を超えた場合
 - (2) 全球測位衛星システム（GNSS）により測量したものは、一点当たりの誤差がおおむね3mを超えた場合
- 3 第6条の3の(1)に規定により抽出した申請単位の各施行地において、第19条2の(1)又は(2)に掲げる誤差が生じた場合は、当該申請単位内の竣工検査を実施した施行地を除く第6条の3の(1)の規定により無作為に抽出した施行地について、測量成果を照合するものとする。
- 4 この内規に規定する本数検査法（「標準地法」等ともいう。）は、原則として次のようになるものとする。
 - (1) 標準地の設定
施行地内の標準とみなされる任意の場所に、標準地を設定し、原則として区域内の植栽作業等又は保育作業等に係るすべての実施本数を計測する。
 - (2) 標準地の面積
標準地の面積は、原則として1辺10mの正方形（面積100㎡）以上を基準とするが、現地の地形に応じて変更することができる。
 - (3) 標準地の設定箇所数
標準地の設定箇所数は、交付申請の面積により、原則として次のとおりとする。
 - ア 0.1ha以上、3.0ha未満の場合は、1箇所以上
 - イ 3.0ha以上、10.0ha未満の場合は、2箇所以上
 - ウ 10.0ha以上の場合は、3箇所以上
- 5 1施行地において、適用標準単価が異なる2樹種以上が植栽されている場合又は成立している場合は、原則として樹種区界ごとに本数検査法により行う。

ただし、混植等、これにより難しいときは、実測、測点間の距離測量又は本数比により面積を按分して区分する。

なお、植栽作業等にあつては、第24条の1の(2)から(4)までの規定に準じて行うことができる。
- 6 樹下植栽等の事業規模は、実施区域面積とする。
- 7 間伐及び更新伐における搬出材積については、本数検査法等から当該施行地の搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合するものとする。

第20条 林齢の確認

- 1 林齢は、当該施行地の植栽時の検査調書等又は森林簿若しくは伐根の年輪により確認する。
ただし、判定資料のない場合は、立会人等から植栽年度、更新年度等を聴取し、成林木の状況等と合わせて判定する。
- 2 林齢は、作業実施年度の4月1日現在の林齢とする。

第21条 人工造林－地拵えの検査

- 1 地拵えの検査は、伐採、刈払及び倒木、刈払物の整理が、植栽木や種子の定着に適した環境を整備し、その後の保育作業等に支障がなく、成林が可能な程度に実施されているかどうかを旨とし、本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内を踏査により確認する。
- 2 再造林、天然林伐跡、散生地、原野等、水田跡地、被害地等、前況の状況を区分する。

第22条 人工造林－特殊地拵えの検査

- 1 特殊地拵造林における前生樹の伐倒・除去の検査は、第32条の2の規定に準じて行い、次のいずれかの要件を満たすことを確認する。
 - (1) 立木の蓄積が1ha当たり24m³以上96m³以下で、小径木が大部分を占める森林（竹林の場合は蓄積が1ha当たり80束以上）において行うものであること。
ただし、保全松林緊急保護整備事業の特殊地拵造林えについては、この限りでない。
 - (2) 立木の蓄積が1ha当たり24m³以上の火災、気象災、噴火災、病虫獣害等（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うものであること。
- 2 特殊地拵えにおける前生樹の伐倒・除去を気象害等による被害跡地において行う場合の検査は、第32条の2の規定に準ずる。
- 3 特殊地拵えにおける地拵えの検査は、第21条の規定を準用する。
- 4 特殊地拵えにおける植栽、播種の検査は、第24条から第25条までの規定を準用する。

第23条 人工造林－伐採前特殊地拵えの検査

- 1 伐採前特殊地拵えにおける前生樹の伐倒・除去の検査は、第32条の2の規定を準用する。
- 2 伐採前特殊地拵えにおける地拵えの検査は、第21条の規定を準用する。

第24条 人工造林－植栽の検査

- 1 植栽本数の検査は、次に掲げる(1)から(4)のいずれかにより行う。
 - (1) 本数検査法による確認。
 - (2) 施行地内の任意の植列において、植栽木11本の間の延長及びその植列に対して直角の方向に11列の間の延長を実測し、苗間列間距離の平均値を求め、植付け（植栽）本数早見表（「苗間列間法」という。）による確認。【別表2参照】
 - (3) ラインセンサス法、森林保険における植列調査法等これに類する方法による確認。
 - (4) 植栽本数及び植栽距離計算式による確認。【別表3参照】
- 2 枯損率（現実の本数に対する率ではなく、適用する標準単価を構成する植栽本数に対するの率をいう。以下同じ。）は、枯損苗の本数を本数検査法により確認した植栽本数で除して算定する。【造林実施要領参考20・158及び163参照】
 - (1) 枯損率が20%未満の場合は、植栽本数をもって査定本数とする。
 - (2) 枯損率が20%以上の場合は、当該施行地は補助対象としない。

ただし、第9条の2に規定する手直しにより竣工と認められた場合は、この限りでない。

また、枯損の程度、バラツキ、事業主体の意志等からみて、森林整備上、支障がないと認められる場合は、適用する標準単価を変えて採択することができる。

- (3) 集団的な枯損のため、枯損率が20%以上となる施行地であっても、残余の活着面積が採択基準に達している場合は、当該集団枯損の部分の面積を、交付申請面積から除外して、活着部分についてのみ補助対象とする。

- 3 苗木の検査は、第15条に規定する項目のうちその確認ができないものについては、現地検査によるものとする。

第25条 人工造林－播種の検査

播種の検査は、本数検査法における本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内を踏査により確認する。

ただし、これにより難しいときは、写真又は関係書類により確認する。

第26条 樹下植栽等の検査

- 1 地表かき起こしの検査は、林床植物の除去と地表に堆積する落葉落枝の攪乱^{かくらん}が、A層（A0層（落葉、落枝、草本の遺体及びそれらの腐朽物が地表面に堆積している土層）の下部にあって、鉾質土質の最表層を占める暗褐色で軟らかい土の層。動植物の分解により生成された腐食が集積する。）が表面に露出する程度に実施され、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備するため、適切に作業されているかどうかを旨とし、本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内を踏査により確認する。
- 2 地拵え、植栽、播種の検査は、第21条及び第24条から第25条までの当該規定を準用する。
- 3 不用木の除去、不良木の淘汰の検査は、第32条の2の規定を準用する。
- 4 巻枯らし及び不用萌芽の除去の検査は、造成目的樹種と競合する林木が伐採^{はくひ}、剥皮又は萌芽の整理がされているかどうかを旨とし、本数検査法により行い、実施本数を実施前の成立本数で除して、実施率を算定する。
- 5 林木の枝葉の除去の検査は、第30条の2及び3の規定を準用する。

第27条 補植の検査

補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

第28条 下刈りの検査

- 1 下刈りの検査は、雑草木の刈払が、造林目的樹種の育成を促進するため、適切に作業されているかどうかを旨とし、踏査により確認する。
- 2 2回刈り（同一年度に2回下刈りを行うもの）の検査は、1の規定を準用する。
ただし、二重補助とならないように、確かに2回目の下刈りであることを確認する。
- 3 竣工検査未了のうちに別の施業種に掛かるなど、1及び2により難しいときは、交付申請者の作業完了の状況に係る写真により確認する。

第29条 雪起こし及び倒木起こしの検査

- 1 雪起こし及び倒木起こしの本数の検査は、本数検査法により行い、実施本数を倒伏前の造林木の成立本数で除して、本数率を算定する。

この場合、補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率に被害面積を乗じた実面積とする。

- 2 被害面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の作業が可能な区域を単位として把握する。
- 3 雪起こしについては、1 齢級は造林木の成立本数の30%以上、2～3 齢級は造林木の成立本数の50%以上が倒伏した林分の区域面積を採択する。
- 4 倒木起こしについては、倒木の発生した年度又は翌年度内であることを確認する。

第30条 枝打ちの検査

- 1 枯れ枝のみの枝打ちは補助対象としない。
- 2 枝打ち本数の検査は、本数検査法により行う。
- 3 枝打ち幅の検査は、枝打ちを実施した最高部位の平均と最低部位の平均の幅とする。

第31条 除伐、保育間伐及び間伐の検査

- 1 除伐の検査は、育成しようとする樹木（天然性の有用木を含む。以下同じ。）の成長を阻害する不用木が、原則としてすべて除去されているかどうかを旨として行う。
- 2 保育間伐の検査は、造成目的樹種の伐採、枝払い及び玉切りが、残存木の成長育成等を促進するため、適切に作業されているかどうかを旨として行う。
- 3 間伐の検査は、造成目的樹種の伐採、搬出集積が、残存木の成長育成等を促進するため、適切に作業されているかどうかを旨として行う。
- 4 保育間伐、間伐の本数の検査は、本数検査法により行い、伐採本数を伐採前の成立本数で除して伐採率を算定する。

ただし、これにより難しいときは、本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内の残存木の平均立木材積を、伐採前の成立本数に乗じたものから、残存木の立木材積を差し引いたものを、伐採立木材積として伐採率を算定するものとする。この場合において、伐採前の立木材積等、伐採実施前の状況は、森林簿等、関係資料を使用することができる。

なお、広葉樹及び広葉樹を主体とする場合における伐採前の立木材積等、伐採実施前の状況は、第32条の2の規定を準用する。

- 5 4の規定にかかわらず、帯状、列状及び群状の間伐を実施した場合の検査は、事業主体の施工管理資料と施工管理写真により、間伐地全体の間伐実施状況が明確に判断できる場合に限り、次の各号のいずれかにより行うことができるものとする。
 - (1) 帯状又は群状の場合、間伐地全体の面積と帯状又は群状に伐採した区域の面積比率を用いて間伐率を算定する。
 - (2) 列状の場合、間伐列とそれに隣接する残存列を無作為に各3列以上抽出し、間伐列の幅と間伐列と残存列の合計の幅の比率を用いて間伐率を算定する。
○ 例：間伐列（5.5m）÷間伐列＋残存列（5.5m＋15.5m）＝26%
- 6 間伐において、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、補助対象齢級の範囲に限らず採択できることから、事業主体で整備している根拠資料を確認する。
- 7 12齢級を超える林分で行った保育間伐については、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを造林実施要領運用別表1の1のシにある当該林分の平均胸高直径調査表で確認するとともに、必要と認められる場合は、現地において確認をする。
- 8 保育間伐又は間伐（10m³/ha未満）において、枝払、玉切の工程を加算した標準単価により実施した場合は、伐採木の枝払、玉切の実施率を確認する。

第32条 更新伐－整理伐の検査

- 1 整理伐の検査は、前生樹の伐倒・搬出集積、巻枯らし及び林木の枝葉の除去が、天然林を質的・構造的に改善するため、適切に作業されているかどうかを旨として行う。
- 2 整理伐における主林木（目的樹種をいう。なお、副林木とは目的外樹種をいう。以下同じ。）の伐採本数の検査は、本数検査法により行い、副林木については、すべてが伐採されていることを確認し、主林木については、伐採本数を伐採前の成立本数で除して伐採率を算定する。

ただし、これにより難しいときは、本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内の残存木の平均胸高直径及び平均樹高を確認し、林野庁計画課編「立木幹材積表・東日本編」（1970、日本林業調査会）により伐採率を算定するものとする。この場合において、前生樹の材積等、作業実施前の状況は、原則として「特殊地拵造林前生樹材積算定基準」によるものとするが、必要に応じて森林簿等、関係資料を使用することができる。【参考3参照】

- 3 巻枯らし検査は、第27条の4の規定を準用する。

第33条 更新伐－人工林整理伐の検査

- 1 人工林整理伐の検査は、針広混交林化、広葉樹林化を進める上で支障となる主林木の抜き伐り（伐倒・搬出集積）が、天然性の有用広葉樹等の下層木の生育を促すため、適切に作業されているかどうかを旨として行う。
- 2 森林経営計画において、抜き伐りによって針広混交林・広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記され、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林を対象に行われていることを確認する。
- 3 前項の規定にかかわらず、天然更新が確実に見込まれない場合は、機能増進保育等の導入により当面は長伐期施業を指向するとともに、林内への植生の導入が図られていることを確認する。
- 4 人工林整理伐における主林木の伐採本数の検査は、本数検査法により行い、伐採本数を伐採前の成立本数で除して、伐採率を算定する。
- 5 前項の規定にかかわらず、帯状、列状及び群状の伐採を実施した場合の検査は、次の各号のいずれかにより行うことができるものとする。
 - (1) 伐採地全体の面積と帯状、列状及び群状に伐採した区域の面積比率を用いて伐採率を算定する。
 - (2) 伐採列と平行方向に10m以上、伐採列と垂直方向には残存列と伐採列のまとまりを2組以上含む長さの正方形の標準地を設定して伐採率を算定する。
- 6 帯状及び群状の伐採を実施した場合は、残存木の間隔（帯幅若しくは列幅若又は群の一辺（直径））が樹高の2倍以下（伐開幅の左右で樹高が異なる場合は、平均樹高の2倍以下）であることを確認する。

ただし、天然稚幼樹がほとんど見られない場合やササの繁茂のおそれがある場合等は、残存木の間隔を樹高程度までとする等、当該森林の多面的機能の低下が避けられていることを確認する。

第34条 森林作業道の開設、改良及び復旧並びに付帯施設等整備等の検査

- 1 作業道等の開設及び改良、付帯施設等整備、付帯施設整備、林内歩道等整備等、土工種（以下「土工種」という。）に係る竣工検査のうち現地検査については、この内規及び作業道実施基準第7条の規定に基づくとともに、作業道実施基準第18条の1及び2に規定する請負契約書、第21条に規定する施工仕様書、第22条に規定する施工管理資料、その他完成検査記録、設計書作成指針第3条の1の(3)に規定する出来形設計書等、関係書類と現地との照合を基に、次の各号を旨として行うものとする。
 - (1) 森林作業道の検査は、秋田県森林作業道作設指針に即し、当該森林作業道が適切

な施工方法により耐久性のある構造等（十分な支持力を得るための適切な路体の締固めや排水施設の設置等）となっているかどうかなどを旨として行う。

ア 延長と幅員の検査は、1路線3箇所以上の測点間距離と幅員を抽出し、実測により検査する。

イ 地山勾配、法勾配、最急縦断勾配の検査は必要と認められる場合は、1路線1箇所以上抽出し、実測により検査する。

ウ 起終点及びその他の項目の検査は検査員の指示により、適宜、検査する。

(2) 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備の検査は、機能上、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等が図られるかどうかを旨として行う。

なお、食害防止チューブ及び忌避剤等の検査は、原則として次により行うものとする。

ア 食害防止チューブについては、設置本数の1割以上を抽出して設置の状況を確認する。

イ 忌避剤等の検査は、その効果を発揮するための適切な使用がなされているかどうかを旨とし、本数検査法における標準地の設定に準じて行った標準地内において、10個につき1又は2個の割合で確認する。

なお、使用量及び商品名については、第15条の4及び5の規定を準用する。

(3) 付帯施設等整備のうち林内作業場及び林内かん水施設整備の完成検査は、設置目的及び内容が森林造成・整備に必要なかどうかを旨として行う。

(4) 付帯施設等整備のうち林床保全整備の検査は、不安定な土砂の移動防止、斜面勾配の修正、表面流下水の分散等、施行地の保全を目的とした下層植生の誘導による土壌の適正維持を図るための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを旨として行う。

2 検査については、必要に応じ類似事業等を参考に、「秋田県工事検査要綱」（平成19年4月10日付け検－36）、「秋田県営工事検査実施要領」（平成19年4月10日付け検－36）及び「秋田県補助事業工事確認検査実施要領」（平成19年4月10日付け検－36）の規定に準じて行うものとする。

第35条 造林施業図等の照合

造林施業図については、当該施行地のほか、略記された周辺林地、地形地物等の特徴の当否を照合する。

第36条 施業図等への記入

検査員は、現地検査で確認した次の事項について造林施業図又は森林計画図に朱線等で記入し検査野帳に添付する。

1 検査員が検査のために踏査した経路（位置情報を基に踏査した経路を記録）

ただし、位置情報（踏査ルート）を、検査箇所の森林計画図等に表示した状態で出力できる場合は、踏査経路の手書き記入を省略することができる。

2 検測した測線又は測点と検測結果

3 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置と調査結果

4 その他の確認事項

第37条 検査状況写真

1 検査員は、現地検査を実施した場合は、位置情報が記録できるデジタルカメラ（他の方法により、検査写真に位置情報を記録できる場合はこの限りでない。）により写真を撮影し、検査野帳に添付しておくものとする。

なお、現地検査写真のデータはDVD-Rへ年度ごとに保存し、適正に保管するものとする。

- 2 写真を撮影するに当たっては、検査員及び立会人が明確に確認できるよう撮影することとし、かつ、次の事項を判読できるように記した黒板等を設置するものとする。
 - (1) 施行地の所在及び面積（延長）
 - (2) 事業名
 - (3) 施業種（施業区分）
 - (4) 森林所有者名
 - (5) 事業主体名
 - (6) 着工年月日及び完了年月日
 - (7) 検査（撮影）年月日
- 3 現地検査終了後、施行地ごとに検査で使用了G N S S受信機画面に森林計画図と踏査ルート等を表示したうえで撮影し、2の写真とともに検査野帳に添付すること。（他の方法により、検査箇所の森林計画図に踏査ルート等を表示した状態で出力できる場合はこの限りでない）。

第38条 その他

- 1 適正な竣工検査を行うための知識及び技術の習得のため、必要に応じて、検査員を対象とした研修会を開催するものとする。
- 2 スズメバチ、ツキノワグマ、マムシ、ヤマビル等の人身被害を未然に防ぐため、入山する際は被服、装備及び忌避剤等の携行物品に留意するものとする。

また、被服、装備及び忌避剤等の携行物品が不足することの無いように、各所属において適正に管理のうえ、必要に応じて調達するものとする。

附則

「秋田県造林補助事業検査要綱」（昭和51年11月27日付け林－1107）、「秋田県造林補助事業検査実施要領」（昭和51年11月27日付け林－1107）、「作業道（路）検査要領」（平成7年12月15日付け林－6183）は廃止する。

附則

この内規は、平成19年6月20日から施行する。

附則

この内規は、平成19年8月20日から施行する。

附則

この内規は、平成19年9月20日から施行する。

附則

この内規は、平成20年7月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月13日から施行する。

附則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この内規は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この内規は、平成24年11月9日から施行する。

附則

この内規は、平成２５年８月２０日から施行する。

附則

この内規は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２６年９月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２７年９月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２７年１２月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２８年６月１日から施行する。

附則

この内規は、平成２８年８月１日から施行する。

附則

この内規は、平成３０年８月２０日から施行する。

附則

この内規は、令和元年８月２８日から施行する。

附則

この内規は、令和２年８月３１日から施行する。

附則

この内規は、令和３年８月３１日から施行する。

附則

この内規は、令和４年８月３１日から施行する。

附則

この内規は、令和５年８月３１日から施行する。

附則

この内規は、令和５年１１月２９日から施行する。

附則

この内規は、令和６年８月３０日から施行する。

附則

この内規は、令和７年８月２９日から施行する。